

第二種特定鳥獣管理計画
(ツキノワグマ)
第3期

令和6年3月

岐阜県

目 次

| | | |
|----|---------------------------|---|
| 1 | 管理すべき鳥獣の種類 | 1 |
| 2 | 計画の期間 | 1 |
| 3 | 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 | 1 |
| 4 | 計画策定の目的及び背景 | 1 |
| | (1) 目的 | 1 |
| | (2) 背景 | 1 |
| 5 | これまでの経過（取組）と現状 | 2 |
| | (1) これまでの経過（取組） | 2 |
| | (2) 現状 | 2 |
| | ① 分布域 | |
| | ② 生息環境 | |
| | ③ 生息状況 | |
| | ④ 出没状況 | |
| | ⑤ 捕獲状況 | |
| | ⑥ 被害状況 | |
| 6 | 第二種特定鳥獣の管理の基本的な考え方 | 4 |
| 7 | 第二種特定鳥獣の管理の目標 | 4 |
| 8 | 目標を達成するための方策 | 4 |
| | (1) ゾーニング管理 | 4 |
| | (2) 個体数管理 | 5 |
| | (3) 生息環境管理 | 7 |
| | (4) 被害防除対策 | 7 |
| | (5) 普及啓発 | 8 |
| | (6) 関係県間の情報共有化による地域個体群の管理 | 8 |
| | (7) 岐阜県特定鳥獣保護管理計画検討会の開催 | 8 |
| 9 | モニタリング調査 | 8 |
| | (1) 生息状況調査 | 8 |
| | (2) 被害調査 | 9 |
| | (3) 生息環境調査 | 9 |
| 10 | 各機関、団体の果たす役割 | 9 |

1 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ

2 計画の期間

2024（令和6）年4月1日～2029（令和11）年3月31日

3 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

岐阜県全域

県内には、「北アルプス」「白山・奥美濃」「中央・南アルプス」の3つの保護管理ユニットが存在する（環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版、2022（令和4）年3月」（以下「環境省ガイドライン」という。）。ただし、中央・南アルプス地域個体群の分布域は、東濃地域（中津川市、恵那市、瑞浪市、土岐市）の一部の狭い範囲に限られており、隣接する北アルプス地域個体群との往来が十分に考えられることから、本計画では北アルプス地域個体群の一部として取り扱うこととする。

また、環境省ガイドラインでは、西南濃地域（大垣市、関ヶ原町、垂井町、海津市）の一部は紀伊北部の監視区域として記載されているが、白山・奥美濃ユニットからの侵入か、紀伊半島ユニットからの侵入かは不明であり、出没情報も乏しく、恒常的な生息地として把握されていないことから、本計画では白山・奥美濃地域個体群の一部として取り扱うこととする。

よって、本計画における保護管理ユニットは、北アルプスと白山・奥美濃の2つの地域個体群とする（資料編2ページ図2）。

4 計画策定の目的及び背景

（1）目的

北アルプス地域個体群、白山・奥美濃地域個体群の保全及び分布域の連続性を担保しながら、人身被害や農林業被害など、ツキノワグマによる人間への軋轢を軽減する。

（2）背景

国際的にみたツキノワグマは、国際自然保護連合（IUCN）が策定するレッドリストの「危急種（VU）」に選定されており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）においては「附属書I」に分類されている。また、国内においては絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律において「国際希少野生動植物種」に指定されており、環境省の「日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）」では、下北半島、紀伊半島、東中国地域、西中国地域、四国山地のツキノワグマ個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」として掲載されている。なお、九州地方のツキノワグマはすでに絶滅していると考えられることから、2012（平成24）年に環境省のレッドリストから削除されている。

環境省ガイドラインでは、県内に生息するツキノワグマが属する北アルプス地域個体群と白山・奥美濃地域個体群は、いずれも個体数水準4（安定存続地域個体群）に位置付けられており、広く連続した生息域に十分な個体が生息しているとされている。

本県ではツキノワグマの狩猟が認められており、毎年狩猟による捕獲が報告されている。特に県北部ではツキノワグマを対象とした狩猟文化が受け継がれており、地域資源としても重要な価値を有する生物種である。ツキノワグマは生活史の中で「花や芽を食べる」「ハチ類やアリ

類を食べる」「枝を折る」「幹を削る」「堅果、液果類の採食と糞による播種を行う」等の様々な行為を行い、森林における植物の更新や種間関係の維持等に貢献していると考えられており、他の生物種と同様に人が享受する生態系サービスの質と量の維持に必要な不可欠な存在である。

一方で、人間の活動域へ恒常的に出没するツキノワグマ、いわゆる「アーバンベア」といった人身被害等に直結しやすい個体の出現や堅果（ドングリ）類の凶作等の自然環境の変化による一時的な大量出没によって、人身被害が発生している。また、スギやヒノキの造林木の樹皮を剥ぐ、いわゆる「クマ剥ぎ」と呼称される林業被害、果樹園や養蜂場を主とする農業被害も発生していることから、人間との軋轢が大きくなっている。

このため、人間とツキノワグマとの共存に向けた、科学的かつ計画的なツキノワグマの管理に対する社会的要求は益々高まっている。

5 これまでの経過（取組）と現状

（1）これまでの経過（取組）

本県では、2009（平成21）年度にツキノワグマの保護管理計画を策定し、ツキノワグマに関する順応的なマネジメントを開始した。その後、鳥獣保護法の改正に伴い、2013（平成25）年度に特定鳥獣管理計画を策定し、ツキノワグマの生息数推定を行った。生息数推定に際しては、マルコフ連鎖モンテカルロ法（MCMC法）を用いた状態空間モデルを採用しており、本計画においてもこれと同じ手法で生息数の推定を行った。

同年度からは、県域統合型GISぎふによるツキノワグマ出没情報（以下「クママップ」という。）を県ホームページで公開し（資料編1ページ図1）、人身被害に対する県民への啓発に努めている。また、被害対策に係る普及・啓発を目的とした市町村担当者向けの研修会の開催、狩猟者や県民向けのチラシを県ホームページで公開することで、ツキノワグマとの遭遇を避けるように呼びかけを行っている。堅果類の豊凶調査も同年度から毎年実施しており、ツキノワグマの行動が活発になる秋季の人身被害を防止するため、その結果を県民に広く公開し注意喚起を行っている。

ツキノワグマの大量出没により被害防止捕獲数が増加した際は、狩猟者にツキノワグマの捕獲自粛を要請するとともに、農林業被害対策を実施することによって、地域個体群の長期にわたる安定的な維持と各種被害の防止・軽減の両立を図っている。

しかし、依然としてツキノワグマとの不意の遭遇による人身被害（資料編14、15ページ表5）や農林業被害（資料編15、16ページ図20、21）が発生しており、大きな問題となっている。

（2）現状

① 分布域

県内には北アルプス、白山・奥美濃の2つの地域個体群が存在しているが、2013（平成25）年度から2022（令和4）年度までの出没状況を見ると、地域個体群の境界とされている地形や道路などの人工物等の付近でもツキノワグマの目撃情報が多数あり、2つの地域個体群はこれを越えて互いに交流している可能性が考えられる。

また、ツキノワグマの生息は県内の山林のほぼ全域において確認されるようになっており、ツキノワグマに遭遇する可能性が高くなっていると考えられる（資料編2ページ図3、4）。

② 生息環境

ツキノワグマの主要な生息地はブナ、ミズナラ等の広葉樹林であり、県内における2021（令和3）年度の広葉樹林面積は約353千haである。

昭和の後期以降は広葉樹林を伐採してスギやヒノキを植える拡大造林や林地開発が減少し、平成に入ると広葉樹林面積にはほぼ変化は見られなくなっている。また、カシノナガキクイムシが媒介するラファエレア菌により、ミズナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」については、2010（平成22）年度のピーク時に被害量が25,919 m³となったが、近年は100 m³程度の被害量で推移している（資料編3、4ページ図5、6、7）。

③ 生息状況

2006（平成18）年度から2022（令和4）年度までのモニタリング調査結果等から県内に生息するツキノワグマの個体群動態を推定すると、北アルプス地域個体群では、2019（令和元）年度までの個体数は増加傾向であったが、それ以降は横ばいであった。白山・奥美濃地域個体群は推定期間中、個体数は増加傾向であった。2022（令和4）年度時の生息数（MCMC法によるベイズ推定結果の中央値）は、北アルプス地域個体群が2,445頭、白山・奥美濃地域個体群が1,263頭であった（資料編5、6ページ図8、表1、2）。

また、個体群動態の推定において算出された2006（平成18）年度から2022（令和4）年度までのツキノワグマの自然増加率（ある個体群が、もとの個体数から1年でどれくらい数を増やすかという割合）の中央値は、1.15（90%信用区間1.13～1.18）であった（資料編6ページ表2）。

④ 出没状況

2008（平成20）年度から2022（令和4）年度までのツキノワグマの出没件数の推移をみると、例年は概ね400件前後であるが、2010（平成22）年度は833件、2014（平成26）年度は1,446件、2019（令和元）年度は854件、2020（令和2）年度は608件と突出している。この年は、ツキノワグマの餌となる堅果類が全県的に凶作となり、全国的にもツキノワグマが大量出没した年である（資料編8ページ図9）。

⑤ 捕獲状況

1970（昭和45）年度から2022（令和4）年度までのツキノワグマの総捕獲数（狩猟と被害防止捕獲の合計）の推移をみると、1978（昭和53）年度の525頭をピークに減少の傾向があるが、大量出没年に多く捕獲されている。1989（平成元）年度以降は狩猟による捕獲数は100頭未満で推移している一方で、被害防止捕獲数は大量出没年（2006（平成18）年度：246頭、2010（平成22）年度：249頭、2014（平成26）年度：385頭、2019（令和元）年度：490頭、2020（令和2）年度：359頭）に多くなっている（資料編12ページ図17）。

⑥ 被害状況

【人身被害】

1999（平成11）年度から2022（令和4）年度までの人身被害発生件数の合計は58件で、例年は多くても3件程度であるが、大量出没のあった2006（平成18）年度、2010（平成22）年度、2014（平成26）年度、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度の5箇年を合わせると34件に達しており、その多くが飛騨地域に集中している（資料編13～15ページ図18、19、表5）。

また、2009（平成21）年9月に豊平（乗鞍岳）において被害者数10名にもものぼる人身被害が発生しており、2014（平成26）年11月には高山市丹生川町での死亡事故も記録されている。

【農業被害】

ツキノワグマによる農業被害は主に果樹や野菜、飼料作物で、大量出沒のあった2010(平成22)年度、2014(平成26)年度には果樹を中心に被害の拡大が見られたが、それ以外の年はあまり大きな被害が発生していない(資料編15ページ図20)。

【林業被害】

2008(平成20)年度以降、2015(平成27)年度をピークにツキノワグマによる林業被害は突出して被害の多い年度はないものの、被害は慢性的に発生していると考えられる。また、2009(平成21)年度118.9ha及び2013(平成25)年度70.2haと2015(平成27)年度119.5haに多く発生しているが、2010(平成22)年度及び2014(平成26)年度が大量出沒年であったこととの因果関係は不明である(資料編16ページ図21)。

6 第二種特定鳥獣の管理の基本的な考え方

健全な個体群の維持を担保するための「ツキノワグマを保護する地域」と人間との軋轢を軽減するための「人間活動を優先する地域」を明確にし、人間とツキノワグマの棲み分け(ゾーニング)を行い、各ゾーニングのエリアにおいて「個体数管理」、「生息環境管理」、「被害防除対策」を複合的に取り組む。

基礎的な情報となる個体群の生息動向、生息環境や被害状況等を把握し、計画やその取組みが適切であるかを常に点検し、必要に応じて計画を修正するなど、順応的な管理を行う。

また、北アルプス地域個体群、白山・奥美濃地域個体群は共に岐阜県だけではなく、複数の県にまたがって生息していることから、関係する県と連携して広域的な管理に努める。

7 第二種特定鳥獣の管理の目標

- 個体数管理：個体数水準4の維持
- 生息環境管理：ツキノワグマが出沒しない集落環境・里山環境の整備
- 被害防除対策：人身被害の回避、農林業被害の軽減

8 目標を達成するための方策

(1) ゾーニング管理

環境省ガイドラインでは「コア生息地」「緩衝地帯」「防除地域」「排除地域」の4つの区分にゾーニングを行うこととしている。しかし、本県においては中山間地域が多く広がっており、民家と農耕地が隣接しているため、農耕地等の被害防止と集落での人身被害防止は一体的に取り組む必要があることから、「防除地域」を「排除地域」に含めることとし、本計画ではツキノワグマの生息地の自然環境及び土地利用状況を勘案して、「コア生息地」、「緩衝地帯」、「排除地域」の3区分でゾーニングを行うこととする。

【コア生息地】 健全な個体群の維持(繁殖や生息)を担保するエリア

[北アルプス地域個体群]

北アルプス鳥獣保護区(国指定)

[白山・奥美濃地域個体群]

白山鳥獣保護区(国指定)

緑の回廊白山山系及び当該回廊で連結する保護林

越美山地緑の回廊及び当該回廊で連結する保護林

【緩衝地帯】 コア生息地及び排除地域を除いたツキノワグマが生息するエリア

【排除地域】 市街地や集落（民家に隣接する農耕地を含む。）など人間の居住地で、人間の安全を優先するエリア

本計画では広域的なゾーン区分を示しているが、現場できめ細かく被害防除対策を実施するため、市町村においても市町村又は集落単位でのゾーンを設定することが望まれる。

また、市町村又は集落単位のゾーニングにおいては、広域的なゾーニングとは異なる区分のエリアを設置（例えば、広域的なゾーニングではコア生息地に区分されるが、市街地や集落があるため排除地域を設ける等）するなど、地域の事情（地形、土地利用、社会状況等）を反映させたものとする。なお、市町村又は集落単位のゾーニングにおいて、コア生息地は県指定の鳥獣保護区に設定することが望ましい。

また、昨今都市部に出没するイノシシ等の大型獣類と同様、ツキノワグマが都市部に出没することも想定した対応策の検討を進めるとともに、錯誤捕獲についても放獣を含めた発生時の対応について検討することとする。

(2) 個体数管理

【コア生息地】

原則としてツキノワグマの捕獲（狩猟を含む。）は行わない。ただし、人間を襲う等の問題度の高い個体を排除するための緊急的な捕獲については、この限りではない。

【緩衝地帯】

加害個体や危険個体の問題度に応じて、必要最小限の範囲で、人身被害防止のための緊急的な排除（追い払い、捕獲）及び農林業被害を防止するための排除を、加害個体や危険個体を特定して行う。

また、ツキノワグマの個体群維持を図りつつ、ツキノワグマの狩猟場として利用する。ただし、大量出没年において、人身被害等の防止のための緊急的な捕獲が増加し、総捕獲数が捕獲数の基準を超えるおそれがある場合は、狩猟の自粛を要請する。

【排除地域】

原則としてツキノワグマを当該エリアから排除する。ただし、生息環境管理、被害防除対策を実施したうえで排除を行うこととする。

【捕獲数の基準】

各地域個体群の捕獲数の基準は次のとおりとする。

なお、ここで示した捕獲数は、上限までの捕獲を奨励・保証するものではなく、また、これを超える人身被害防止のために必要な捕獲を阻害するものでもない。

| 地域個体群 | 推定生息数 (A) | 捕獲上限割合 (B) | 総捕獲数 (C) = (A) × (B) | 狩猟捕獲数 (D) | 被害防止捕獲数 (C) - (D) |
|--------|--------------|---------------|-------------------------|--------------|----------------------|
| 北アルプス | 2,445 頭 | 10% | 244 頭 | 31 頭 | 213 頭 |
| 白山・奥美濃 | 1,263 頭 | 10% | 126 頭 | 13 頭 | 113 頭 |

[推定生息数]

2022（令和4）年度の推定生息数中央値

[狩猟捕獲数]

1989（平成元）年度から2022（令和4）年度の平均捕獲数

[捕獲上限割合]

総捕獲数の上限割合を安定存続個体群（個体数水準4）の上限である総個体数の12%（環境省ガイドライン）とした場合、両個体群とも個体数はわずかに増加し続けると予測されたが、生息数の推定幅（90%信用区間）があることから、総捕獲数の上限割合を前計画（第2期）と同様の10%（個体数水準3と4の中間値）とし、個体群の安定を図る（資料編18ページ図24）。

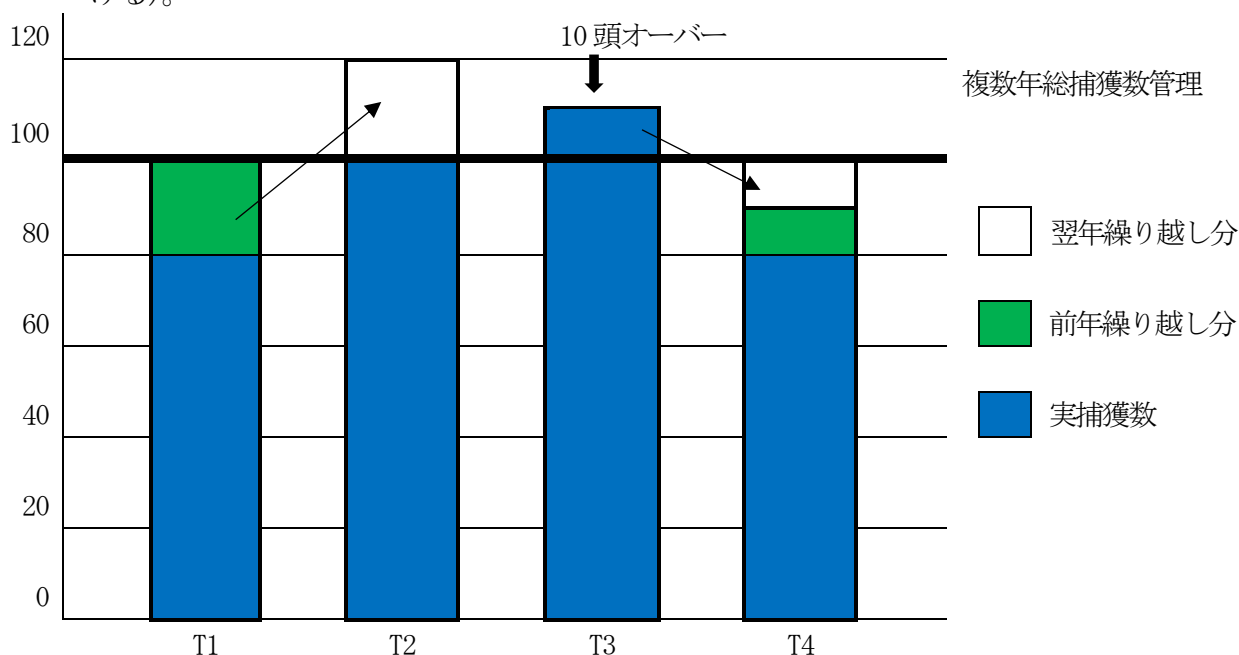
ただし、過去の捕獲実績から、大量出沒年においては総捕獲数が捕獲上限割合を超える可能性も想定される。このため、出沒傾向、堅果類の豊凶状況、捕獲状況等に十分注視し大量出沒への対応に備えるとともに、必要に応じて岐阜県特定鳥獣保護管理計画検討会において当年度の対応や次年度以降の捕獲上限割合の見直し等を検討する。

【大量出沒年の対応】

ツキノワグマは、堅果類の豊凶等、恒常的生息域の餌条件や環境変化によって、行動圏の広さが変化し人里に多数出沒することがある。このような状況では捕獲数が増加し、年度ごとの捕獲数上限を超えることも考えられる。そのような場合への対処として、本県では複数年総捕獲数管理を取り入れる。

[複数年総捕獲数管理（単年度）]

ある年に捕獲数上限を突破した場合は、翌年の捕獲数上限をその分下げる。逆に、捕獲数上限に達しなかった場合は、翌年の捕獲数上限にその分の上乗せを認める。ただし、捕獲数の繰り越しは翌年までとする（捕獲上限数に対して、前年からの繰り越しは認める。ただし、当該年捕獲数に繰り越しを加えた当該年捕獲数上限に達しないが、捕獲数上限を上回った場合は、翌年は基準の捕獲数上限に戻す。繰り越しがなく基準の捕獲数上限を上回った場合、あるいは当該年捕獲数上限を上回った場合は、翌年の捕獲数上限をその分下げる）。



例：捕獲上限を100頭に設定した場合

T1年の捕獲実数=80頭、20頭翌年繰り越し可能

T2年の上限=120頭、捕獲実数=100頭、翌年繰り越しなし

T3年の上限=100頭、捕獲実数=110頭、翌年の捕獲上限をマイナス10頭にする

T4年の上限=90頭、捕獲実数=80頭、翌年繰り越し=10頭

(3) 生息環境管理

【コア生息地】

ツキノワグマの繁殖にとって、良好な自然環境の維持並びに質的向上に努める。また、森林環境の状況に応じて、落葉広葉樹林の保全と復元及び針葉樹から広葉樹林あるいは混交林への誘導を行い、ツキノワグマの食物資源が得られる環境の保全に努める。

【緩衝地帯】

ツキノワグマにとって良好な生息環境の維持並びに質的向上に努める。また、排除地域に隣接する地域では、定期的な生息環境管理（下層植生の刈り払い、人工林における強間伐・下刈り等の促進、耕作放棄地等の整備など緩衝帯の整備及び維持管理）に努め、排除地域へのツキノワグマの侵入を防止する。

【排除地域】

林縁部の草地や耕作放棄地、河川敷の草地等はツキノワグマの侵入路や移動路、隠れ場所となるため、刈り払いや間伐等を行い、見通しを良くし、ツキノワグマの出没や定着を防止する環境の整備に努める。

(4) 被害防除対策

人身被害を防止するためクママップを利活用するよう、県民に周知を図る。また、くくりわなやツキノワグマを誘引しない給餌方法等の錯誤捕獲防止対策を進める。捕獲されたツキノワグマを放獣する場合には大変危険を伴うことから、安全を確保し慎重に行うとともに、地域住民の理解が得られるよう努めるものとする。

【コア生息地】

入山者には、そこがツキノワグマの生息地であることを認識させ、ツキノワグマとの突発的遭遇を避けるために鈴やラジオを携帯するなどの自己防衛策を推進する。

【緩衝地帯】

入山者に対し、ツキノワグマとの突発的遭遇を避けるため、入山時には鈴やラジオを携帯するなどの自己防衛策の実施、また、弁当の食べ残し等は持ち帰るなど誘因物の徹底した管理を推進する。

農林業被害対策として農耕地には電気柵などの設置、林業被害対策として造林木の樹皮剥ぎを防止するため、幹へのテープ巻きなどの対策を実施するよう事業者への周知を図る。

【排除地域】

ツキノワグマの誘引物となる放置果樹、庭木の果樹、廃棄農作物、家庭ゴミ等を除去し、ツキノワグマを寄せ付けない集落環境の維持管理に努める。ツキノワグマが出没した場合は、追い払い等防除策を講じつつ、人身被害防止の観点から適切な捕獲を実施する。また、ツキノワグマが都市部に出没した場合の対策や人との突発的遭遇を避けるための対策にも努める。

ツキノワグマによる農業被害を防止するため、農耕地は電気柵などの設置を推進する。

(5) 普及啓発

ツキノワグマと人との軋轢を軽減するためには、人がツキノワグマの生態や対策を正しく理解し、適切な対策を実施することが不可欠である。県ホームページで公開しているクママップや注意喚起のためのチラシを有効活用して、ツキノワグマの生息動向、被害の防止及び軽減、出沒への対応等に関する正しい知識を県民や県外から訪れる観光客などの入山者に広く浸透するよう普及啓発に取り組む。あわせて、県職員出前トーク等を活用して小学生や地元住民をはじめとした県民の人身被害対策意識や農林業被害対策知識の向上を目指し、ツキノワグマの生態や対策に関する深い知識の普及啓発を実施する。また、被害防止対応にあたる市町村職員等を対象とした研修を実施し、人身被害防止や出沒抑制のために必要な知識や技術の普及を図る。

<評価指標>

- 県職員出前トーク等件数 : 2件以上/年
- 県職員出前トーク等参加者 : 50名以上/年

(6) 関係県間の情報共有化による地域個体群の管理

北アルプス地域個体群については長野県、富山県、新潟県と、白山・奥美濃地域個体群については白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会（滋賀県、福井県、石川県、富山県）と、各県におけるツキノワグマの出沒や捕獲情報、堅果類の豊凶状況などを共有して、広域的な地域個体群の管理に努める。また、乗鞍地域では岐阜県乗鞍環境自然保護員による情報収集によりツキノワグマの出沒状況を把握し、長野県との情報共有に努め、入山者への注意喚起や人身被害の防止を効率的に行う。

(7) 岐阜県特定鳥獣保護管理計画検討会の開催

クママップによるモニタリングにより、ツキノワグマの大量出沒のおそれがあると考えられる場合は、岐阜県特定鳥獣保護管理計画検討会を開催し、捕獲上限割合の見直しや狩猟捕獲の自粛、県民への注意喚起等の必要性について検討する。

9 モニタリング調査

(1) 生息状況調査

[生息状況]

ツキノワグマの生息状況調査のため、個体数推定を本計画改定時に実施する。また、精度の高い個体数推定を実施するため、ヘアトラップ調査またはカメラトラップ調査による標識再捕獲調査を被害防止または保全の状況を鑑みて、毎年1地域以上実施する。

本計画の計画期間においては、本計画策定時の令和5年度における全国的なツキノワグマによる人身被害の多発、本県の人身被害発生状況（令和5年12月末時点で7件発生）を踏まえ、適切な被害防除対策につなげるため、ヘアトラップ調査またはカメラトラップ調査による標識再捕獲調査等の野外調査を実施し、人間の活動域へ恒常的に出沒するツキノワグマの生息状況を把握する。

[出沒及び捕獲情報]

ツキノワグマの出沒及び被害防止捕獲等の情報をクママップに登録する。

[奥山個体の分布状況]

一年を通して人里に降りてくることなく、生活史が森林内のみで完結する個体（奥山個体）は、地域個体群の保全の担保となり得る重要な存在である。岐阜県野生動物管理推進センターが県内の森林の100地点に設置する自動撮影カメラを活用するなど、県関係機関や研究機関等と連携し、奥山個体の分布状況の把握に努める（資料編22ページ図25）。

(2) 被害調査

[人身被害調査]

ツキノワグマによる人身被害が発生した場合は、出没注意情報もしくは出没警戒情報を発令し、速やかに注意喚起を図るとともに、市町村職員の協力のもと、クママップへ被害情報を登録することで詳細な状況の把握に努め、今後の対策を講じる。

[農林業被害調査]

ツキノワグマによる被害作物や被害金額等を調査する。

(3) 生息環境調査

[堅果類の豊凶状況調査]

県内の5圏域において、年1回調査する。各圏域における調査箇所を、出没状況に応じて増やす。

[ナラ枯れ被害状況調査]

被害材積等の調査を毎年行う。

10 各機関、団体の果たす役割

(1) 県

効果的に管理施策を実施及び推進するため、以下の役割を担うものとする。

- ・ 計画の策定及び社会情勢等の変化に応じた改定、各種施策やモニタリングの実施と施策の評価
- ・ 市町村等の関係機関への対策支援及び人材育成
- ・ ツキノワグマの生態及び被害対策等に関する啓発
- ・ 大学や国、県の研究機関等との連携及び各種調査研究の実施
- ・ ツキノワグマの目撃や錯誤捕獲、人身被害情報等の収集、分析及び予防策の普及

(2) 市町村

本計画に基づく施策を具体的に実施及び推進するため、以下の役割を担うものとする。

- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画の策定及び防除対策の推進による被害の軽減
- ・ ゾーニング管理実施計画の検討
- ・ ツキノワグマの目撃や錯誤捕獲、人身被害情報等の収集及び公表

(3) 狩猟者団体等

鳥獣の生態に精通しており、鳥獣の保護及び管理の担い手として管理計画を実施するため、

以下の役割を担うものとする。

- ・問題個体捕獲を始めとする保護管理活動への協力
- ・ツキノワグマ対策技術者等の育成のための研修や技術指導
- ・出没情報や検体の提供などモニタリング活動への協力

(4) 農林業関係団体等

被害防除技術や補助制度の活用方法について農林業関係者へ普及啓発するとともに、農林業被害情報等の把握及び提供、被害防除対策の実施などに取り組む。

(5) 地域住民

被害防止及び生物多様性の保全の観点から、ツキノワグマの生態等について理解を深めるとともに、目撃情報等の提供や電気柵の設置、誘引物の管理といった被害防除対策の実施などに取り組む。

(6) その他の機関との連携

人身被害防止のための普及啓発や人身被害発生時の対応、市街地周辺への出没時の対応など、警察や森林所有者等との連携が不可欠である。その他関係機関の役割の確認及び定期的に連絡会議を開催するなど、地域対応力の強化に努める。